

令和7年度群馬県インバウンド受入環境整備のための研修会事業  
委託仕様書

1. 事業名

令和7年度群馬県インバウンド受入環境整備のための研修会事業

2. 事業の目的

県内のインバウンドに取り組むパートナー施設を対象とした研修会を開催し、インバウンド受入環境の整備を行う。

3. 本事業対象者

インバウンドに取り組むパートナー施設（以下「パートナー施設」という。）

計 243 施設 ※R7.11.21 時点

4. 企画募集内容（業務内容）

（1）パートナー施設向け研修会

本研修会は、パートナー施設におけるインバウンドへの関心を高め、県内のインバウンド受入体制の底上げを図る。

【実施時期】令和8年2月頃

【開催方法】提案による ※現地・オンラインのハイブリット開催+ピッチイベントの実施等、参加事業者が他の参加者や講師との交流を図れるような内容とする

【研修テーマ】（1）インバウンド対応の基礎講座（2）インバウンド対応の実践講座

【開催時間】各テーマ1時間程度

【研修対象】パートナー施設 ※上記3.参照

【研修内容】

・インバウンド誘客に取り組むパートナー施設を対象に、インバウンド誘客を取り組む上で必要となる基本的な内容及び最新のテーマを含む研修会を開催すること。

（参考）令和7年度カリキュラム例

実施時期	テーマ	内容
2月上旬	インバウンド対応の基礎講座	インバウンド対応の基本的な考え方
	開催場所：県庁32階官民共創スペース NETSUGEN	群馬県のインバウンドの傾向、最新状況
		(現地のみ) 参加者・講師交流会
2月中旬	インバウンド対応の実践講座	多言語化対応の考え方・事例紹介
	開催場所：県庁32階官民共創スペース NETSUGEN	リスクマネジメント（トラブル・風評被害対応等）
		(現地のみ) 参加者・講師交流会

- ・提案書作成にあたっては、具体的な研修内容や講師の実績等を提案すること。
- ・これまで県が作成した勉強会動画（以下に掲載）と内容の重複がないように注意すること。

[https://www.pref.gunma.jp/01/g35g\\_00185.html#benkyo](https://www.pref.gunma.jp/01/g35g_00185.html#benkyo)

- ・各研修すべてに質疑応答の時間を設け、講師と参加者が双方に意見交換できるようにすること。
- ・研修会開催に必要な資料や研修会周知のための広報資料（チラシ等）を準備すること。
- ・参加者募集は県が行うが、参加申込者のリスト管理や研修会当日までの案内を行うこと。
- ・研修会開催にかかる全ての環境を手配するとともに、一切の経費を事業費に含めること。
- ・研修内容は県の承認をもって正式に決定すること。
- ・研修会開催後にはアンケートを実施し、参加者の満足度を図るとともに、今後のニーズを把握すること。

## （2）研修会アーカイブ配信

当事業で実施した研修会について動画データを作成し、以下の対応を行う。

- ・各会実施後、速やかに動画データを県に供出すること。（提出方法：USB メモリ等）
- ・県と協議し、県公式 YouTube・ホームページ等で公開すること。
- ・人物が写り込む場合は、肖像権に関する必要な手続を行うこと。
- ・データ形式は、YouTube にアップロード可能かつ一般的なパソコンで再生できるものとすること。

## 5. 実績報告書の提出について

事業が完了したときは速やかに実施報告書を作成し電子データで提出すること。

## 6. その他留意事項

- （1）受託者は、委託事業の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを群馬県に提示し、了承を得ること。
- （2）受託者は、群馬県と密に連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、確認を得て、その内容を遵守すること。
- （3）事業の実施内容については、群馬県と十分調整を行うこと。
- （4）委託業務の成果品の所有権及び著作権は、群馬県に帰属するものとする。
- （5）委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。  
委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- （6）受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により群馬県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （7）受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うこと。
- （8）受託者は、本事業にあたり、群馬県や関係行政機関等との打合せに際して、必要に応じて出席し、表示内容等について説明等を行うこと。これに係る資料について群馬県から依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。
- （9）本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、すべて契約金額に含めるものとする。
- （10）委託契約に当たり、契約書及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく群馬県と協議を行うこと。